

福島市農業・農村振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 34 号

福島市農業・農村振興条例の一部を改正する条例

福島市農業・農村振興条例（平成13年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第18条」に、「第18条―第21条」を「第19条―第24条」に改める。

前文中「危^レ惧」を「危惧」に改め、「輸入自由化や」の次に「国内での人口減少などを要因とする」を加え、「経営の困難さは、農業従事者」を「農業経営の困難な状況などから、農業者」に、「が発生する」を「の発生や気候変動」に、「の農業を」を「の基幹的産業である農業を持続可能で」に改め、「築き上げるには」の次に「、災害に強い農地整備に取り組むとともに、自然災害のリスクに備え」を加え、「の支援」を「からの支援」に改め、「図り、」の次に「農地経営の継承に資する多様な担い手や」を、「保全しつつ、」の次に「生産性の向上や」を加える。

第2条第1項中「鑑み」の次に「、人口減少に伴う農業者の減少、気候変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう」を加え、「応じた効率的かつ安定的な農業が確立され、」を「応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の生産性の向上、農産物の付加価値の向上及び農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、その」に改め、同条第2項中「から、」を「に鑑み、農村の人口減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、食料その他の」に改め、同条第3項中「自然の有する循環機能」を「農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）」に改める。

第5条中「関する」を「ついて」に改め、「ともに」の次に「、農産物の消費に際し、環境への負荷の低減に資する農産物の選択

に努めることによって」を、「消費者として」の次に「、その農産物の持続的な供給に寄与しつつ」を加え、「への協力に努める」を「に協力する」に改める。

第6条に見出しとして「(基本方針)」を付する。

第7条中「意欲ある」を「農業後継者をはじめとする」に改め、「図るため、」の次に「農業者及び農業の新たな担い手に対し、生産技術の習得及び向上並びに経営管理能力の向上に必要な」を加え、「就農支援」を「伴走支援」に、「その他必要な」を「その他の」に改める。

第9条中「放棄地の」の次に「抑制及び」を加える。

第10条中「図るため」の次に「、試験研究機関及び大学等との連携により」を加える。

第12条を次のように改める。

（産地銘柄の確立及び農業関連産業との連携強化）

第12条 市は、農産物の付加価値の向上及び創出、広域的集荷体制の強化並びに販路の拡大を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 農業生産工程管理の取組の推進による高い品質を有する品種の導入の促進及び品種改良の支援
- (2) 産地銘柄の確立
- (3) 食品製造業その他農業に関連する産業との連携強化の促進
- (4) 学校給食、観光及び外食産業への地場農産物の利用拡大
- (5) 流通体制の整備

第13条中「土、水、生物等の自然が有する循環機能」を「農業の自然循環機能」に改め、「講ずる」の次に「とともに、有機農業その他の化学的に合成された肥料及び農薬等を低減した農業の推進並びにその農産物の認証に係る理解の促進等に必要な施策を講ずる」を加える。

第15条中「整備し」を「整備するとともに」に改める。

第21条中「促進のため、」の次に「市民に対する農業、農村及び地産地消並びに食文化の維持保存に関する情報の提供その他」を加え、同条を第24条とし、第20条を第23条とする。

第19条中「市議会」を「議会」に改め、同条を第22条とする。

第18条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項の規定により基本計画を策定したときは、これを議会に報告しなければならない。

第18条を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

（先端的な技術等を活用した生産性の向上）

第20条 市は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入の促進に努めるものとする。

（農地の保全に資する共同活動の促進）

第21条 市は、農業者その他の農村と関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動（以下この条において「共同活動」という。）が、地域の農業生産活動の継続及び多面的機能の発揮に寄与し、農地経営に重要な役割を果たしていることに鑑み、共同活動の促進に必要な情報通信技術を含む施策を講ずるものとする。

第2章第2節中第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（女性の活躍の推進）

第17条 市は、女性の農業及び農村における活躍を推進するため、女性農業者の経営、女性の地域活動への参画及び連携の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。